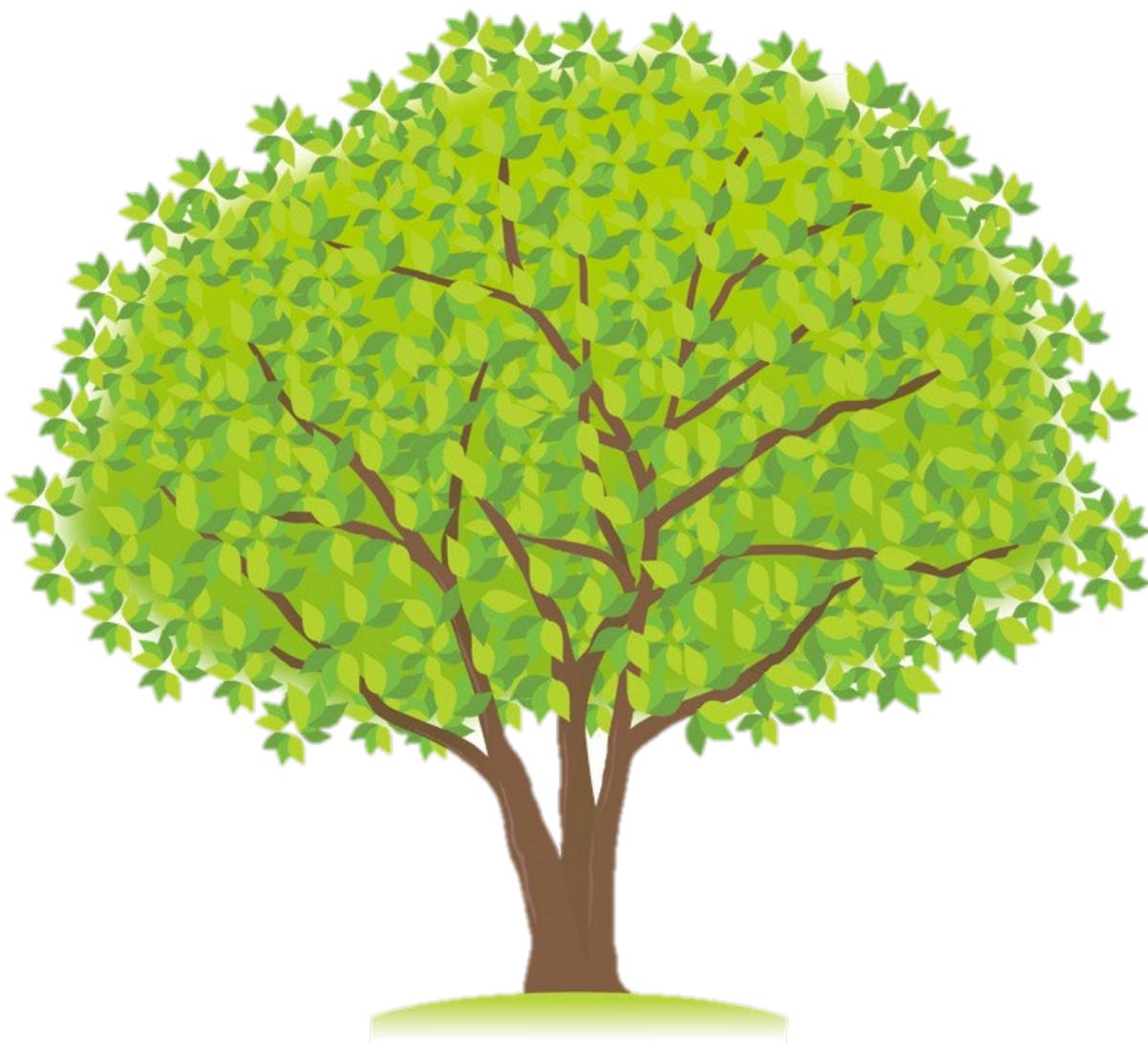


被災者生活再建ノート

(2018年(平成30年)2月8日初版, 2019年(令和元年)10月18日補訂)
(2021年(令和3年)7月22日補訂)



佐賀県弁護士会

<https://www.sagaben.or.jp/>

被災者生活再建ノートとは

はじめに

この被災者生活再建ノートは、被災された方が、弁護士等の専門家（以下「相談担当者」といいます。）に御相談されるに当たって、公的支援制度等の概要を知っていただき、必要な情報を整理しながら、適切なアドバイスを継続して受けたいとの趣旨で作成しています。

また、御相談に応じる相談担当者にとっても、被災者の方が抱えていらっしゃる課題や公的支援制度の概要の確認に役立つノートとなっておりますので、御相談される際には御手元に置いていただくとスムーズな相談につながります。

一日も早い生活再建のために御活用いただけますと幸いです。

被災された方へ

★「被災者生活再建ノート」（3～5ページ）【被災された方が記入するページ】

被災された方が「受けられる公的支援制度」を確認できるページです。

3～4ページを使用して、相談担当者にどのような支援制度が利用できるのか御相談ください。5ページは、「その他の悩み事」を記載いただく欄になっていますので、相談前に、気になる点や御不明な点などを御記入ください。

○「被災者生活再建カルテ」（6～7ページ）

6～7ページは、病院の「カルテ」のような役割のページです。相談担当者が交代しても、従前の相談内容や行ったアドバイスが引き継がれるようになっています。相談担当者が記入することを想定していますので、相談担当者に記入を御依頼ください。

○「支援制度の概要」（8ページ～）

3～4ページに記載のある各種公的支援制度について説明しています。様々な支援制度がありますが、更に詳しくお知りになりたい場合は、相談担当者にお問い合わせください。

相談担当者の方へ

○「被災者生活再建ノート」(3～5ページ)

被害の状況やお悩みごとなどの記載から、被災された方が本来受けられるはずの公的支援をきちんと受けられているのか確認できるページです。

当該ページを使用して、被災された方がどのような支援制度を利用できるのか説明をしてください。

★「被災者生活再建カルテ」(6～7ページ)【相談担当者が記入するページ】

相談した日ごとに、相談担当者が相談の概要や助言の内容などを記録しておくためのページです。これにより、相談担当者が交代した場合でも、被災された方が、新たな相談担当者に被災状況などを改めて説明する必要に迫られることなく、従前の相談の経緯などを踏まえた適切な助言等がスムーズに行えるようになります(病院の「カルテ」のような役割のページです。)

○「支援制度の概要」(8ページ～)

3～4ページ記載の各公的支援制度の概要を掲載しています。記載内容は概要にとどまりますので、詳細は、同ページ記載の各窓口やウェブサイトを御参照ください。

被災者生活再建ノート

フリガナ		性別	生年月日	年齢	電話		
お名前 (世帯主)			年 月 日	歳	メール アドレス		
被災前の住所					<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他 ()		
現住所	<input type="checkbox"/> 被災前と同じ				<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 親族宅 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> 借上住宅 <input type="checkbox"/> 災害公営住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
同居家族	被災前			現在			
	お名前	続柄	職業	お名前	続柄	職業	
						年齢	
就業状況	被災前			現在			
	職業		勤務先	職業		勤務先	
	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 非正規・パート <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 会社経営 <input type="checkbox"/> 家事従事者 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他			
被害の状況	人の被害	被害の内容				確認・検討すべきこと	
		<input type="checkbox"/> 御家族が亡くなった	亡くなった方のお名前	続柄	死亡時期	死因	<input type="checkbox"/> 災害弔慰金 (最大500万円) ※詳しくは9ページ <input type="checkbox"/> 受給した→ (円) <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった
	<input type="checkbox"/> 障害を負った	障害の内容		受傷時期	受傷の原因		<input type="checkbox"/> 災害障害見舞金 (最大250万円) ※詳しくは9ページ <input type="checkbox"/> 受給した→ (円) <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった
		<input type="checkbox"/> 住んでいる家の被害を受けた 具体的な被害 例) 1階天井まで浸水した、外壁が崩れた トイレが使えなくなった、2日間停電した等 応急危険度判定について ※詳しくは8ページ				<input type="checkbox"/> 災害証明書 ※詳しくは10ページ <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 損壊なし <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅 ※詳しくは11ページ <input type="checkbox"/> 入居申込をした <input type="checkbox"/> 基礎支援金 (最大100万円) ※詳しくは12ページ <input type="checkbox"/> 受給した→受給額 (円) <input type="checkbox"/> 申請したが不支給だった <input type="checkbox"/> 保険金 (共済金) ※損害保険の損壊判定 11ページ <input type="checkbox"/> 火災保険 <input type="checkbox"/> 地震保険 <input type="checkbox"/> 生命保険 <input type="checkbox"/> 家財保険 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 加入していない	
住まいの被害	被害の内容				確認・検討すべきこと		
	<input type="checkbox"/> 仕事を失った <input type="checkbox"/> 勤務先が倒産し、解雇された <input type="checkbox"/> 勤務先は存続しているが、解雇された <input type="checkbox"/> 怪我等のため働けなくなった <input type="checkbox"/> 廃業した <input type="checkbox"/> その他 ()				<input type="checkbox"/> 未払賃金立替払制度 <input type="checkbox"/> 受給した <input type="checkbox"/> 失業給付 <input type="checkbox"/> 受給した <input type="checkbox"/> 労災給付 <input type="checkbox"/> 受給した		
仕事の被害	被害の内容				確認・検討すべきこと		
	<input type="checkbox"/> 仕事を失った <input type="checkbox"/> 勤務先が倒産し、解雇された <input type="checkbox"/> 勤務先は存続しているが、解雇された <input type="checkbox"/> 怪我等のため働けなくなった <input type="checkbox"/> 廃業した <input type="checkbox"/> その他 ()				<input type="checkbox"/> 未払賃金立替払制度 <input type="checkbox"/> 受給した <input type="checkbox"/> 失業給付 <input type="checkbox"/> 受給した <input type="checkbox"/> 労災給付 <input type="checkbox"/> 受給した		

被災者生活再建ノート

		悩みごと	確認・検討すべきこと
お金の悩み		□借金が残っている	○被災ローン減免制度 ※詳しくは14ページ (自然災害債務整理ガイドライン) □申出をした □申出をしたが対象外と言われた
		□お金を借りたい	○生活資金貸付制度 ※詳しくは14ページ □災害援護資金(市町村) □生活福祉資金(社協) □母子父子寡婦福祉資金(福祉事務所) □年金担保貸付(福祉医療機構) □恩給担保貸付(公庫等)
生活再建に向けた悩み	住まいの悩み	□既存の住宅を補修したい	○応急修理(上限59万5000円) ※詳しくは16ページ □利用した ○加算支援金(最大100万円) ※詳しくは13ページ □受給した→受給額(円) □申請したが不支給だった ○災害復興住宅融資 ※詳しくは16ページ □利用した ○自治体独自の補助金 □受給した→受給額(円) ○リバースモーゲージ(災害時高齢者特例)の利用 □利用した
		□新居を再建・購入する	○土地の確保 □従前の土地を利用 □家屋等解体・撤去支援制度 ※詳しくは17ページ □土地区画整理事業 ※詳しくは18ページ □防災集団移転促進事業 ※詳しくは19ページ □新たに購入→□がけ地近接等危険住宅移転事業 □新たに借地 ※詳しくは19ページ ○加算支援金(最大200万円) ※詳しくは13ページ □受給した→受給額(円) □申請したが不支給だった ○自治体独自の補助金 ※詳しくは20ページ □受給した→受給額(円) □申請したが不支給だった ○災害復興住宅融資 ※詳しくは16ページ □利用した ○リバースモーゲージ(災害時高齢者特例)の利用 □利用した
生活再建に向けた悩み	住まいの悩み	□民間賃貸住宅を借りる	○加算支援金(最大50万円) ※詳しくは13ページ □受給した→受給額(円) □申請したが不支給だった
		□災害公営住宅を借りる	○災害公営住宅 ※詳しくは20ページ □入居したいが未整備 □入居申込をした □入居申込をしたが拒否された
生活再建に向けた悩み	住まいの悩み	□その他()	○マンションの再建など ※詳しくは21ページ
仕事の悩み		□事業を再開したい	○中小企業等向け災害復旧費補助金 ※詳しくは22ページ □利用の申込をした ○貸付・保証制度 ※詳しくは22ページ □災害復旧貸付(公庫等) □災害関係保証(信用保証協会)
		□その他()	

被災者生活再建ノート

その他の悩みごと（自由にご記入ください） ※悩みごと書いた日付もご記入ください

健康・医療 について	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜眠れない ・飲酒量が増えた ・持病の具合が悪い ・薬を規則正しく飲めない ・病院に通えない 	
日常生活 について	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事が非常食ばかり ・水分を控えている ・歯磨きがきちんとできない ・掃除が行き届いていない ・趣味がなくなった 	
地域・交友関係 について	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣人とのトラブル ・悩みを相談できる人がいない ・家族と連絡がつかない 	
経済面 について	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入が途絶えている ・家具を買うお金がない ・自宅の再建資金がない 	
支援の希望 について	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援物資に偏りがある ・支援の情報が来ない ・支援制度を利用したいが内容や窓口がわからない ・もっと頻繁に訪問してほしい 	
その他	<p>どんなことでも自由に 記載してください</p>	

被災者生活再建カルテ

このカルテは、専門家等への相談の履歴を記録して次の相談を円滑に実施するとともに、相談者が助言内容を後で確認できるようにするためのものです。

相談日	年	月	日	相談担当者	氏名		属性	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 福祉職員	<input type="checkbox"/> 建築士
	相談者				所属・連絡先			<input type="checkbox"/> その他 ()		
相談事項	被害について	<input type="checkbox"/> 人の被害 <input type="checkbox"/> 住まいの被害 <input type="checkbox"/> 仕事の被害								
	現在の生活について	<input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 地域・交友関係 <input type="checkbox"/> 経済面 <input type="checkbox"/> 支援の希望								
	生活再建に向けて	<input type="checkbox"/> 被災ローン <input type="checkbox"/> その他経済面 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 仕事								
	その他	<input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ()								
相談概要										
助言内容										
対応区分	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 (次回相談予定:) <input type="checkbox"/> 専門家紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> 行政窓口紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> その他 ()									
相談日	年	月	日	相談担当者	氏名		属性	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 福祉職員	<input type="checkbox"/> 建築士
	相談者				所属・連絡先			<input type="checkbox"/> その他 ()		
相談事項	被害について	<input type="checkbox"/> 人の被害 <input type="checkbox"/> 住まいの被害 <input type="checkbox"/> 仕事の被害								
	現在の生活について	<input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 地域・交友関係 <input type="checkbox"/> 経済面 <input type="checkbox"/> 支援の希望								
	生活再建に向けて	<input type="checkbox"/> 被災ローン <input type="checkbox"/> その他経済面 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 仕事								
	その他	<input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ()								
相談概要										
助言内容										
対応区分	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 (次回相談予定:) <input type="checkbox"/> 専門家紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> 行政窓口紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> その他 ()									

被災者生活再建カルテ

このカルテは、専門家等への相談の履歴を記録して次の相談を円滑に実施するとともに、相談者が助言内容を後で確認できるようにするためのものです。

相談日	年	月	日	相談担当者	氏名		属性	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 福祉職員	<input type="checkbox"/> 建築士
	相談者				所属・連絡先			<input type="checkbox"/> その他 ()		
相談事項	被害について	<input type="checkbox"/> 人の被害 <input type="checkbox"/> 住まいの被害 <input type="checkbox"/> 仕事の被害								
	現在の生活について	<input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 地域・交友関係 <input type="checkbox"/> 経済面 <input type="checkbox"/> 支援の希望								
	生活再建に向けて	<input type="checkbox"/> 被災ローン <input type="checkbox"/> その他経済面 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 仕事								
	その他	<input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ()								
相談概要										
助言内容										
対応区分	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 (次回相談予定:) <input type="checkbox"/> 専門家紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> 行政窓口紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> その他 ()									
相談日	年	月	日	相談担当者	氏名		属性	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 福祉職員	<input type="checkbox"/> 建築士
	相談者				所属・連絡先			<input type="checkbox"/> その他 ()		
相談事項	被害について	<input type="checkbox"/> 人の被害 <input type="checkbox"/> 住まいの被害 <input type="checkbox"/> 仕事の被害								
	現在の生活について	<input type="checkbox"/> 健康・医療 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> 地域・交友関係 <input type="checkbox"/> 経済面 <input type="checkbox"/> 支援の希望								
	生活再建に向けて	<input type="checkbox"/> 被災ローン <input type="checkbox"/> その他経済面 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 仕事								
	その他	<input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> その他 ()								
相談概要										
助言内容										
対応区分	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 (次回相談予定:) <input type="checkbox"/> 専門家紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> 行政窓口紹介 (紹介先:) <input type="checkbox"/> その他 ()									

*** 被災建物の応急危険度判定 (+被災宅地応急危険度判定) について**

被災建物の応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を
応急危険度判定士が調査し、余震などによる倒壊の危険性や、外壁・
窓ガラス等の落下などの危険性を判定することにより、人命に関わ
る二次的災害の発生を防止することを目的としています。

その判定結果は、「調査済（緑）」、「要注意（黄）」、「危険（赤）」
の3種類があり、建築物の見やすい場所に表示され、居住者だけで
なく付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性や対応方法な
どについての情報提供がなされます。

なお、あくまでも応急的な情報提供ですので、その建築物が
恒久的に使用可能かどうかや、損害額の査定、り災証明のための
被害調査とは関係がありません。例えば、その建築物自体には大き
な被害がなくても、隣の建築物の倒壊に巻き込まれて二次被害が起
きる危険があるときなどは「要注意（黄）」や「危険（赤）」と判定さ
れることもあります。

※ 宅地の危険については、大地震や大雨などにより宅地が大規模か
つ広範囲に被災した際に、被害の発生状況を被災宅地危険度
判定士が調査することにより、宅地の二次的災害を軽減・防止して
安全を確保することを目的とする「被災宅地応急危険度判定制度」

があります。

* 災害弔慰金について

災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合（直接死だけでなく災害関連死を含みます）、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。

支給の対象は、配偶者、子、父母、孫、祖父母です。いずれもない場合には、死亡時に亡くなった方と同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も支給の対象になります。お問合せ先は市町村です。

支給の判断は、被災市町村又は県が設置する判定委員会等が行いますが、判定委員会等から災害と死亡との間の因果関係を示す証拠、例えば発災時から死亡時までの生活状況や病状の経緯、負傷後の治療の経緯、死亡時の状況等を裏付ける資料（死亡検案書・医師の意見書・看護記録・福祉施設関係者の陳述書等）を求められることがあります。提出書面や証拠資料の準備が困難なときは、相談担当者や弁護士会に御相談ください。

* 災害障害見舞金について

災害による、両目の失明、両腕や両足のひじやひざ関節以上の喪失、両腕や両足が動かなくなったり、神経系統又は精神、胸や

腹部の臓器の機能に著しい障害が残り常に介護を必要とし、胸腹

部臓器の機能に著しい障害が残り常に介護を必要となるなどの重

い障害を受けた場合に、その方が生計を維持していた場合には最大

で250万円、それ以外の場合は最大で125万円が支給される

制度です。窓口は市町村です。

* り災証明書について

① り災証明書とは、市町村が、災害対策基本法に基づき、被災者

からの申請があったときに、住家等の被害状況の調査を行い、

その確認した事実に基づき発行する証明書で、各種支援等の基準

となるものです。被災状況としては、全壊・大規模半壊・中規模

半壊・半壊・準半壊・一部損壊等に分かれます。

市町村で発行体制・運用が異なる場合があります、店舗・事業所等の

被災の場合は「被災証明書」として発行している市町村があります。

ご不明な点は市町村にお問い合わせください。

② 片付け前に被災状況（特に、水害に遭われたときは床下・床上

の泥や浸水の跡の状況）を写真に撮っておきましょう。片付け後

だと認定が低くなる傾向にあります。り災証明の認定に不服があ

る場合は申出により再調査などが実施される場合もあります。

③ 各種支援制度の申請に当たり、り災証明書の添付が求められます(例:被災者生活再建支援金の支給, 災害復興住宅融資や, 生活福祉資金の貸付け, 義援金の配分, 住宅の応急修理, 応急仮設住宅への入居, 各種授業料の減免, N H K 受信料の減免等)。不服の場合は相談担当者や弁護士会に御相談ください。

* 損害保険の損壊判定について

地震や洪水等の災害により建物や家財等に損害が発生した場合、地震保険や火災保険等により、保険金が支払われる場合があります。この場合、保険金の支給額を決定するため、「損害判定」が行われます。損壊の程度によって、①全損、②大半損、③小半損、④一部損に区分され、それぞれに対応する保険金が支払われる扱いになります(り災判定と似ていますが、別の制度です)。

もっとも、保険金が支払われるかどうかは保険契約の内容によりますので、保険会社や取扱代理店にお問い合わせください。

* 応急仮設住宅について

災害により住家を滅失し、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対し、自治体が一時的に無償で貸与する住宅を

おうきゅうかせつじゅうたく
応急仮設住宅といます。

おうきゅうかせつじゅうたく さいがいご あら じちたい けんせつ ていきょう
応急仮設住宅には、災害後に、新たに自治体が建設して提供する
けんせつがたおうきゅうかせつじゅうたく みんかんちんたいじゅうたく じちたい か あ
る「建設型応急仮設住宅」と、民間賃貸住宅などを自治体が借り上
げりなどして提供する「借上型（みなし）応急仮設住宅」がありま
す。

ちんりょう やちん ふたん こうねつひ じこふたん かぐ
賃料（家賃）負担はありませんが、光熱費は自己負担となり、家具
かでんせいひん にほんせきじゅうじしゃとう しきゅう じれい
や家電製品も、日本赤十字社等から支給された事例はありますが、
げんそく じこちょうたつ
原則として、自己調達になります。

にゆうきよ げんそく じたく ぜんかい
また、入居することができるのは、原則として、自宅が全壊また
だい き ほんかいまた りゅうしつ きよじゅう じゅうか かた おうきゅう
は大規模半壊又は流失し、居住する住家がない方であって、応急
しゅうりせいど りょう ひさいしゃ か こ さいがい ほんかいとう
修理制度を利用していない被災者ですが、過去の災害では半壊等
にゆうきよ じれい
も入居できた事例がありました。

きよじゅうきかん げんそく ねんかん ひがしにほんだいしんさい くまもとじしん
居住期間は原則として2年間ですが、東日本大震災や熊本地震な
だいさいがい ねんかん こ きよじゅう みと
どの大災害においては2年間を超えて居住することが認められま
した。詳しくは市町村へお問い合わせください。

* 被災者生活再建支援金について

さいがい す いえ ぜんかい せたい しゃくやとう か
災害により住んでいた家が全壊するなどした世帯（借家等を借りて
ちんしゃくにん ふく たい しえんきん しきゅう せいど
いた賃借人を含みます。）に対し支援金を支給する制度です。

この制度により、2つの支援金が支給されます（災害当時、世帯

人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります）。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

全壊等：100万円 大規模半壊：50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入：200万円 補修：100万円 賃借：50万円

（ただし、中規模半壊の場合、建設・購入：100万円、補修：

50万円（※下記参照）、賃借：25万円）

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100

万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金

として200万円が支給されます。また、一旦住宅を賃借した後、

自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借によ

り50万円が支給され、その後建設により、合計して200万円に

なるまで支給されます。一旦災害公営住宅に入居し、その後、退去

してアパートを賃借する場合には、50万円が支給されます。いず

れも申請が必要です。

※ 半壊や敷地被害でも住宅をやむを得ず解体するなどした場合は

全壊扱いになる場合もあり、また、危険のために居住不能な状態

が長期間継続している場合も全壊扱いになる可能性があります。

くわ しくは 市町村 にお問 合わせ ください。

* 被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）について

災害救助法適用の災害では、この制度を利用することにより、住宅・車・教育等のローン、個人の事業ローンの免除・減額が受けられることがあります。制度利用のための弁護士など専門家による支援は無料です。この制度を利用しても、預貯金500万円に加え、支援金、弔慰金、義援金、家財の地震保険金などは手元に残せる可能性があります。また、制度を利用してもいわゆるブラックリストには載らないため新たなローン借入も検討できます。連帯保証人への請求も原則されません。

制度の詳細は、以下のウェブサイトをご覧いただき、制度利用のご相談は、相談担当弁護士又はお近くの弁護士会までお尋ねください。

(自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ウェブサイト)

<http://www.dgl.or.jp>

* 生活資金貸付制度について

各種貸付制度があります（以下は一部です）。償還（返還）義務が

ありますので、この点に留意して御利用ください。

(1) 災害援護資金（市町村）

災害救助法が適用された災害により負傷又は住居，家財に被害を受けた被災者が利用できます。貸付限度額は350万円を上限とし，所得制限があります。据置期間，償還方法など，詳しくは，市町村へお問い合わせください。

(2) 生活福祉資金（社会福祉協議会）

生活支援費，一時生活再建費（上限60万円），緊急小口資金（上限10万円）等の制度があります。

(3) 母子父子寡婦福祉資金（福祉事務所）

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活の安定，扶養している児童の福祉増進を図るため無利子又は低利での資金の貸付けです。

(4) 年金担保貸付（福祉医療機構）

厚生年金保険証書，国民年金証書等をお持ちで，現在，その年金の支払を受けている方が御利用になれます。借入額限度額等については福祉医療機構窓口に御相談ください。

なお，年金担保貸付制度は，2022年（令和4年）3月までで

申込受付を終了するとされています。

* 応急修理制度について

準半壊、半壊又は大規模半壊の住宅で、そのままでは居住できないが応急的に修理すれば居住が可能となり避難所等への避難が不要になる場合に、自治体が必要最小限度の修理を行う制度で、借家等でも利用できます。ただし、この制度を利用すると修理期間終了後などは応急仮設住宅への入居ができなくなるほか、修理できる個所や修理金額には制限があり、「資力に関する申出書」の提出が求められます。また、自治体が業者に依頼して修理を行う制度ですので、被災者が直接に業者に依頼したり、自ら修理したりした場合には、制度が利用できないこともありますので、御注意ください。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

* 災害復興住宅融資について

災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンとして、「災害復興住宅融資」があります。災害証明書が交付されている方が、住宅復旧のための建設・購入資金の融資が受けられる制度です。

災害復興住宅融資の「高齢者向け返済特例」（災害リバースモーゲージ）もあります。月々の返済は利息のみとなり、元本返済は借主

の死亡後、融資住宅及び敷地の売却により返済の後で残債務があるときでも、残債務について相続人に請求しない扱いとなっています。

(住宅金融支援機構ウェブサイト)

<https://www.jhf.go.jp>

* 家屋等の解体・撤去の支援制度について

被災自治体が、災害証明書で、家屋等について、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と判定された家屋等の解体・撤去を支援する制度です(空き家は対象外とされております)。物置・土蔵等非住家のり災判定については、自治体の担当職員等が現地確認を行い、半壊以上の被害があると判定され、かつ、「生活環境保全上の支障」がある場合のみ対象となる等の制約がありますので、御注意ください。

支援の方法には、「公費解体」と「費用償還」の2つがあります。

「公費解体」は、所有者からの申請を受け、市町村が入札等により解体業者を決定し、解体を実施するものであり、「公費解体」が基本の実施方法とされております。

公費解体の適用面積は、原則、家屋等の全体と運用されています

(一部解体は、原則、採用されていません。)

なお、^{うけつけきかんけい}受付期間経過後は^う受け付けられませんので、^{ひさいたてもの}被災建物の^{しきち}敷地
^{じゅうたくさいけん}住宅再建を^{きぼう}希望されている^{かた}方などは、^{うけつけきかん}受付期間の^{かくにん}確認に^{ごちゅうい}御注意く
ださい。

^{しょうさい}詳細は、^{じちたい}自治体にお^と問い合わせ^あしてください。

* ^{とちくかくせいりじぎょう}土地区画整理事業について

^{とちくかくせいりじぎょう}土地区画整理事業は、^{どうろ}道路、^{こうえん}公園、^{かせんとう}河川等の^{こうきょうしせつ}公共施設を^{せいび}整備・^{かいぜん}改善
し、^{とち}土地の^{くかく}区画を^{ととの}整え、^{たくち}宅地の^{りよう}利用の^{ぞうしん}増進を^{ほか}図る^{じぎょう}事業の^{こと}ことです。
^{ひがしにほんだいしんさい}東日本大震災では^{つなみ}津波により^{たくち}宅地・^{たてもの}建物が^{じんたい}甚大な^{ひがい}被害を^う受けたため、
^{あら}新たに^{たくち}宅地を^{かくほ}確保するために、^{しゅほう}この^{ひろ}手法が^{くいき}広い^{さいよう}区域で^{すこ}採用されまし
た。

^{こうきょうしせつ}公共施設が^{ふじゅうぶん}不十分な^{くいき}区域では、^{ちけんしゃ}地権者から^{けんり}その^{おう}権利に^{すこ}応じて^{すこ}少し
^{とち}土地を^{ていきょう}提供してもらい^{げんぶ}（減歩）、^{とち}この^{どうろ}土地を^{こうえん}道路・^{こうえん}公園などの
^{こうきょうようち}公共用地が^ふ増える^{ぶん}分に^あ充てる^{いちぶ}ほか、^{ばいきやく}その^{じぎょうしきん}一部が^{じぎょうしきん}売却され^{じぎょうしきん}事業資金
^{いちぶ}の一部に^あ充てられます^{じぎょうしきん}（事業資金に^あ充てる^{ほりゅうちげんぶ}のを^{ほりゅうちげんぶ}を^あ保留地^{じぎょうしきん}減歩といいま
す。).

なお、この^{じぎょう}事業は^{かんち}換地と^{げんぶ}減歩を^{ともな}伴う^{ちけんしゃ}など^{りがいちようせい}地権者の^{ひつよう}利害調整を^{ひつよう}必要
とする^{ばめん}場面があり、^{たんき}また、^{かんせい}短期に^{じぎょう}完成する^{じぎょう}事業で^{じぎょう}ないため、^{じぎょう}この^{じぎょう}事業
^{さいよう}を採用するに^あ当たっては、^{しょうらい}将来を^{みす}見据えた^{じゅうみんごうい}住民^{ひつよう}合意が^{ひつよう}必要となり^まま

す。

* 防災集団移転促進事業について

主として市町村が、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居を、安全な地域（高台等）へ集団的に移転促進するための事業を施行するにあたり、国が事業費の一部を支給する制度です。

集落の全員が合意して移転するもので、多数決や土地収用のように強制力を伴うものではなく、あくまで移転を促す事業です。

原則として公共的な施設である病院等は移転の対象になりません。

詳しくは、市町村又は弁護士会にお問い合わせください。

* がけ地近接等危険住宅移転事業について

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から、居住者自身の自助努力による住宅の移転を促進し、国民の生命の安全を確保することを目的としています。法律上の事業ではなく、国土交通大臣が定める要綱事業です。

事業主体は、地方公共団体（原則として市町村）ですが、国や県か

ほじょきん で じゅうたく じょきょ しんちく じゅうきょ けんせつおよ と ち
らも補助金が出ます。住宅の除去や新築する住居の建設及び土地の
しゅとく よう けいひ いちぶ ほじょ ぼうしゅうじぎょう りよう ばあい
取得に要する経費の一部を補助します。防集事業を利用しない場合
ようけん りよう ばあい こつこほじょ
(要件として利用できなかった場合)でも国庫補助がなされるため、
ひがしにほんだいしんさい ふつこうじぎょう ひろしまけん どしゃさいがい くまもとじしん ひさいち
東日本大震災の復興事業や広島県の土砂災害、熊本地震の被災地で
りよう
も利用されています。

(出典 国土交通省東北整備局HP等)

* 被災自治体による独自事業を含むその他の支援制度について

だいきぼさいがい きそん しえんせいど くわ ひさいじちたい じゅうか
大規模災害では、既存の支援制度に加え、被災自治体が住家の
こうにゆう けんせつ てんきょとう どくじぎょう そうせつ ひさいしゃ しえん
購入・建設・転居等のため、独自事業を創設して、被災者の支援を
おこな びがしにほんだいしんさい くまもとじしん ひさい のりめん
行うことがあります。東日本大震災や熊本地震では、被災した法面、
ようへき じばんふつきゅう ほじょじぎょう そうせつ
擁壁、地盤復旧の補助事業なども創設されています。

じちたいどくじ ほじょじぎょう うむ けん しちょうそん こうほう
自治体独自の補助事業の有無は、県や市町村のウェブサイト・広報
とう ごかくにん
等で御確認ください。

* 災害公営住宅について

さいがいこうえいじゅうたく さいがい じゅうたく うしな みずか じゅうきょ かくほ
災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自ら住居を確保する
こんなん かた たい あんてい せいかつ かくほ
ことが困難な方に対して、安定した生活を確保していただくために、
じちたい くに じよせい う せいび こうえいじゅうたく
自治体が国の助成を受けて整備する公営住宅です。

いずれの自治体も、①住宅のり災判定が全壊で滅失となった世帯、
②り災判定が半壊・大規模半壊で解体した又は解体したことが確実
であることを要件としています。

ただし、自治体によっては、市町村税等の滞納がないことや、
被災者生活再建支援金により住宅を建設・購入または補修し住宅
の再建が完了していないことなどを要件としているところがある
ので、詳しくは市町村にお問い合わせください。なお、弁護士会でも
相談を受け付けております。

* 被災マンション法について

マンションに大きな被害があった場合、再建や、敷地売却、さら
には、取壊しなどについて、被災マンション法による5分の4以上の
特別多数を要件とする決議の規定が設けられています。

どの手続を利用するかについては、住民の合意形成が重要です。

手続が決まれば、(管理者選任→)説明会招集→説明会開催→総会

開催招集→総会決議→決議に基づく再建・売却・取壊し等と手続が

進行します。詳しくは、弁護士や建築士等の専門家に御相談ください。

* 中小企業等向け災害復旧費補助金について

東日本大震災では「グループ補助金」（正式名称は「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」）が設けられ、熊本地震でも適用され、グループの設備・施設の整備に活用されました。

このグループ補助金制度は、申請に際して2者（社）以上のグループを組成しなければならないという制度利用の難しさがありませんでしたが、令和2年7月豪雨以後に新たに創設された「なりわい再建支援補助金」（正式名称は「中小企業特定施設等災害復旧費補助金」）はそのような縛りがなくなりましたので、より使いやすいものとなっています。

「グループ補助金」、「なりわい再建支援補助金」については、自治体にお問い合わせください。

* 貸付け・保証制度について

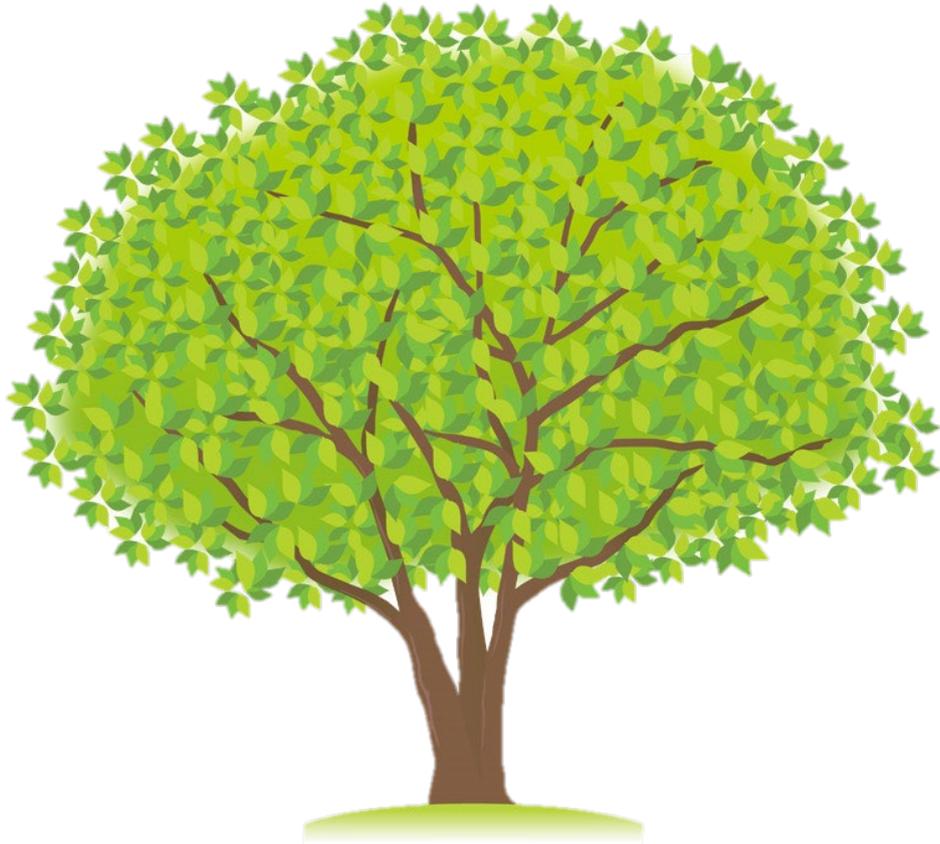
大規模災害時には、日本政策金融公庫が、中小企業者を対象に、災害復旧のための設備資金や、長期の運転資金について、基準金利による貸付けを実施する制度が存在します。担保権や代表者の保証が不要な場合もありますので、まずは公庫等の窓口にて御相談ください。

また、被災した中小企業者が、事業再建のための資金を金融機関

から借りる場合、各信用保証協会において、保証料率や、返済期間などについて、通常よりも有利な条件で保証を行うという制度もあります。詳しくは、各地の信用保証協会にお問い合わせください。

【メモ欄】





【被災者生活再建ノート・災害に関するお問合せ先】